

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者、年金保険者等から提出された支払報告書等の課税資料を基に、個人住民税を賦課する。 また、申請に基づき課税証明書等の発行を行う。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①個人住民税の賦課決定、更正等 ②課税情報の照会 ③納税通知書の発行 ④各種証明書の発行（令和元年11月からコンビニでの証明書発行を開始） ⑤特別徴収対象者の管理
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、申告受付支援システム、住民税課税資料ファイリングシステム、年金集約システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税情報ファイル、宛名情報ファイル、申告受付情報ファイル、課税資料イメージファイル、年金特徴情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表項番24、第9条第2項、公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番48 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村総務部税務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民登録のない者を課税するために新たに課税台帳を作成するときには、複数人での確認を行っている。 また、住民税を取り扱わない団体からの所得照会時に給与支払報告書の写しを交付する場合には個人番号の箇所を削除した状態で回答している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	②所属長	総務部税務課長 岡部 聡	総務部税務課長 大内 克彦	事後	
平成29年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27	事後	
平成30年4月1日	①部署	総務部税務課	企画総務部税務課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	総務部税務課長 大内 克彦	企画総務部税務課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村総務部税務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部税務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	④各種証明書の発行	④各種証明書の発行(令和2年11月からコン ピニエでの証明書発行を開始)	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年7月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番27	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番27	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番27	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番27	事後	
令和5年2月6日	5. 評価実施機関における担	企画総務部税務課	総務部税務課	事後	
令和5年2月6日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	企画総務部税務課長	総務部税務課長	事後	
令和5年2月6日	1 関連部署 7. 特定個人情報の開示・訂	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	1 関連部署 8. 特定個人情報ファイルの	東海村企画総務部税務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部税務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、平成26 年内閣府・総務省令第5号 第16条	番号法第9条第1項別表項番24、第9条第2項、 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番27 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、 29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、 70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、117、120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第 16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22 条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条 の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27 条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条 の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36 条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第 40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44 条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第 49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、 第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の 3、第59条の3(別表第二項番29、102、115)に係 る主務省令は未公布)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表項番48 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律施行 規則第2条第7項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、 37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、 66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、 89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、 125、129、130、132、137、138、140、141、142、 144、147、151、152、155、156、158、160、161、 163、164、165、166、167、168、169、170、171、 172、173	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		[十分である] 住民登録のない者を課税するために新たに課 税台帳を作成するときには、複数人での確認を 行っている。 また、住民税を取り扱わない団体からの所得 照会時に給与支払報告書の写しを交付する場 合には個人番号の箇所を削除した状態で回答 している。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行 うことができる端末、職員、参照範囲が必要最 小限となるようアクセス制限を行っており、か つ、定期的にアクセスログの確認を行ってい る。また、アクセス権限の所有者には、事務取 扱担当者研修において離席時のログアウト徹 底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対 策を講じている。	事後	新様式対応